

証券コード 6731
2026年2月20日

株 主 各 位

大阪市西区立売堀一丁目4番12号

株 式 会 社 ピ ク セ ラ

代表取締役社長 藤 岡 賀

臨時株主総会兼普通株主様による種類株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会兼普通株主様による種類株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申しあげます。

臨時株主総会兼普通株主様による種類株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「臨時株主総会兼普通株主様による種類株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://pixela-group.jp/ir/meeting.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえご返送いただくか、当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) において賛否を入力されるか、いずれかの方法により、2026年3月12日（木曜日）午後6時までに議決権行使していただきますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2026年3月13日（金曜日） 午前11時

2. 場 所 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビルB1

ハートンホール本町

（ご来場の際は、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

決議事項

【臨時株主総会】

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 株式併合の件

第3号議案 第三者割当による第21回新株予約権の発行の件

【普通株主様による種類株主総会】

議案 定款一部変更の件

以上

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

◎当日の受付開始は午前10時30分を予定しております。

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎書面またはインターネットによる議決権行使の方法については、3頁をご覧ください。

◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

〈書面またはインターネットによる議決権行使のお手続きについて〉

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年3月12日（木曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申しあげます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。）
- (2) インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、TLS暗号化通信を指定されていない場合等、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。
- (3) インターネットによる議決権行使は、2026年3月12日（木曜日）の午後6時まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) パソコンによる方法

- ・ 議決権行使サイト（<https://evote.tr.mufg.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- ・ 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、「仮パスワード」は議決権行使サイト上で任意のパスワードへの変更が可能です。
- ・ 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知いたします。

MUFG 三菱UFJ信託銀行

株主総会に関するお手続きサイトログインページ
(株主名簿管理人) 三菱UFJ信託銀行 証券代行部

[・本サイト利用ガイド](#)

[・三菱UFJ信託銀行
ホームページ
\(議案用紙等のご請求\)](#)

■ログイン

ログインID、パスワードをご入力のうえ、「ログイン」を選択してください。

ログインID 4行 - 4行 - 4行 - 3行 (半角)

パスワード (半角)

または仮パスワード

パスワードを変更される場合は、ログインIDおよび現在ご登録されている
パスワードをご入力のうえ、「パスワード変更」を選択してください。

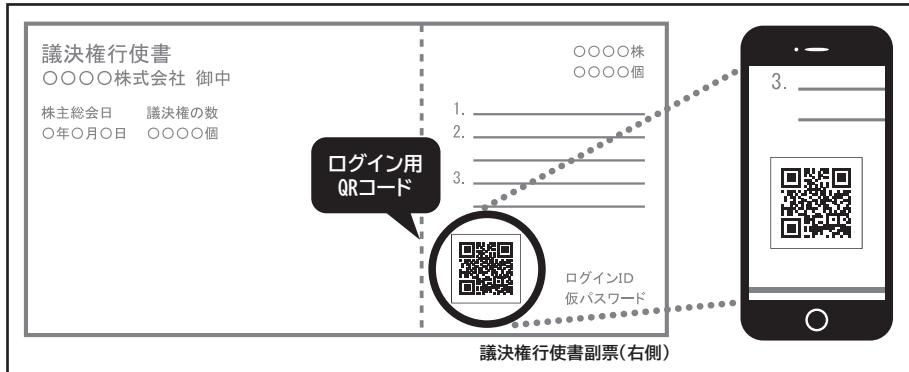
ログインID、仮パスワードは議決権行使書用紙等に記載されております。

パスワードを失念またはロックしてしまった場合は、「[パスワード初期化の届出書](#)」を印刷し必要事項をご記入の上、三菱UFJ信託銀行 証券代行部宛にご郵送ください。

(2) スマートフォンによる方法

- ・議決権行使書用紙に記載の「ログイン用QRコード」をスマートフォンにより読み取ることで、議決権行使サイトに自動的に接続し、議決権行使を行うことが可能です。(「ログインID」及び「仮パスワード」の入力は不要です。)
- ・スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。QRコードでのログインができない場合には、上記2.(1)パソコンによる方法にて議決権行使を行ってください。

※QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。



3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

以 上

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

株主総会参考書類

【臨時株主総会】

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

- ① 当社の定款第6条に定める発行可能株式総数は109,906,744株であり、2026年1月6日現在の当社発行済株式総数は102,415,276株となっております。第3号議案「3. 本新株予約権の発行の目的及び理由」に記載の第21回新株予約権の発行による増資、並びに調達した資金を用いた既存ビジネスの強化と新規市場への積極的な展開の同時実現により、持続的な成長と競争力の向上を目指すべく、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更を行い、発行可能株式総数を増加させるものであります。
- ② 当社はB種種類株式を目的とする第19回新株予約権を発行していたところ、第19回新株予約権は未行使のまま2026年1月5日をもって第19回新株予約権の行使期間が満了し、会社法第287条の規定により消滅したことから、B種種類株式に関する定款の規定の削除及びそれに伴う発行可能株式総数の減少に係る現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更を行うものであります。
- ③ 第2号議案の株式併合（以下「本株式併合」といいます。）に係る議案が本臨時株主総会において原案どおり承認可決されることを条件として、本株式併合に伴い、会社法第182条第2項により発行可能株式総数を減少させるため、現行定款第6条（発行可能株式総数）の変更を行うものであります。なお、本③の変更は、2026年4月1日をもって、その効力を生じるものとする旨の附則を設けるものであり、当該附則は2026年4月1日経過後、これを削除いたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>109,906,744株</u>とし、普通株式の発行可能種類株式総数は109,866,744株、B種類株式の発行可能種類株式総数は40,000株とする。</p>	<p>第2章 株 式 (発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当会社の発行可能株式総数は、 <u>409,661,104株</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、 <u>普通株式につき100株、B種種類株式につき1株</u> とする。 <u>第2章の2 B種種類株式</u> (<u>剰余金の配当</u>) <u>第10条の2 当会社は、B種種類株主等に対しては、配当を行わない。</u> (<u>残余財産の分配</u>) <u>第10条の3 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対して、普通株主等に先立ち、B種種類株式1株につき、10,000円の金錢を支払う。</u> <u>② B種種類株主等に対しては、前項のほか、残余財産の分配は行わない。</u> (<u>議決権</u>) <u>第10条の4 B種種類株主は、法令に別段の定めのある場合を除き、当会社の株主総会において議決権を有しない。</u> (<u>種類株主総会の議決権</u>) <u>第10条の5 当会社が、会社法第322条第1項各号に掲げる行為をする場合には、法令に別段の定めがある場合を除き、B種種類株主を構成員とする種類株主総会（以下、「B種種類株主総会」という。）の決議を要しない。</u> (<u>B種種類株主総会への準用</u>) <u>第10条の6 第11条の規定は、定時株主総会と同日に開催されるB種種類株主総会について準用する。</u> <u>② 第13条、第14条及び第16条の規定は、B種種類株主総会について準用する。</u>	(単元株式数) 第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。 (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除) (削除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>③ 第15条第1項の規定は、会社法第324条第1項の規定によるB種種類株主総会の決議について、第15条第2項の規定は、会社法第324条第2項の規定によるB種種類株主総会の決議について、それぞれ準用する。</p> <p>(株式の併合、分割及び募集新株の割当てを受ける権利)</p> <p>第10条の7 当会社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。</p> <p>② 当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</p> <p>③ 当会社は、B種種類株主には、株式無償割当又は新株予約権無償割当を行わない。</p>	(削除)
(金銭を対価とする取得請求権(償還請求権))	(削除)
<p>第10条の8 B種種類株主は、B種種類株式の発行日以降いつでも、償還請求可能額が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が銀行営業日でない場合には翌銀行営業日とする。）を償還請求日として、償還請求日の3営業日前までに償還請求事前通知（撤回不能とする。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求（以下、「B種償還請求」という。）することができるものとし、当会社は、当該B種償還請求に係るB種種類株式を取得すると引換えに、法令の許容する範囲内において、当該B種償還請求に係るB種種類株式の数に10,000円を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
<p>但し、同一の日を償還請求日としてB種償還請求がなされたB種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、B種償還請求がなされたB種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる合計額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみB種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったB種種類株式については、B種償還請求がなされなかったものとみなす。</p> <p>② 償還請求事前通知の効力は、償還請求事前通知に要する書類が当会社の定める償還請求受付場所に到達したときに発生する。B種償還請求の効力は、当該償還請求事前通知に係る償還請求日において発生する。</p>	
(金銭を対価とする取得条項(強制償還))	(削除)
<p>第10条の9 当会社は、B種種類株式の発行日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日（以下、「B種償還日」という。）が到来することをもって、B種種類株主等に対して、当該B種償還日の2週間前までに書面による通知（撤回不能とする。）を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部又は一部を取得することができる（以下、「B種金銭対価償還」という。）ものとし、当会社は、当該B種金銭対価償還にかかるB種種類株式を取得すると引換えに、当該B種金銭対価償還請求に係るB種種類株式の数に10,000円を乗じて得られる額の金銭をB種種類株主に対して交付するものとする。なお、B種種類株式の一部を取得するときは、比例按分の方法による。</p>	

現 行 定 款	変 更 案
(新設)	<p><u>附則</u> <u>(発行可能株式総数に関する経過措置)</u> <u>第1条 変更案第6条 (発行可能株式総数) は、</u> <u>2026年4月1日付で、以下のとおり更に</u> <u>変更するものとする。なお、本附則は、</u> <u>かかる変更の時をもってこれを削除す</u> <u>る。</u> <u>(発行可能株式総数)</u> <u>第6条 当会社の発行可能株式総数は、</u> <u>40,966,110株とする。</u></p>

第2号議案 株式併合の件

1. 提案の理由

第3号議案記載のとおり、当社は、EVO FUND (Cayman Islands、代表者：マイケル・ラーチ、リチャード・チズム) (以下「割当予定先」といいます。) に対して第21回新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。) を発行したいと考えており、本新株予約権の行使の蓋然性を高めるため、本臨時株主総会において株主の皆様からのご承認を得ることを前提として、当社の発行済普通株式について10株を1株に併合する本株式併合を実施することいたしました。

上記資金調達は、当社の収益性を改善し、継続企業としての価値を向上させるために必須のものと考えております。当社が本株式併合を実施することとした理由は、(1)上記資金調達による最大希薄化の可能性を踏まえると、株価下落局面において本新株予約権の行使が進まず資金調達が計画どおり進行しないリスクがあること、(2)当社株価が2桁台の低位水準にある場合、1円当たりの価格変動率が相対的に大きく株価の乱高下が生じやすいことから、投資単位を望ましい水準に近づけ、株価形成の安定性を高める必要があることにあります。

本株式併合の実施により、発行済株式総数は減少する一方で、理論上の時価総額に影響を与えるものではなく、1株当たりの株価水準が併合比率に応じて調整されることとなります。これにより、低位株特有の少額資金での価格変動や売買の不安定性が相対的に緩和され、株価形成の安定性が高まることが期待されます。本新株予約権については、本株式併合の効力発生日をもって、行使価額及び行使により交付される株式数を併合比率に応じて調整する予定です。具体的には、当社普通株式10株を1株に併合するため、行使価額は併合比率に応じて10倍 (15円→150円相当) に、本新株予約権1個当たりの行使により交付される株式数は併合比率に応じて100株から10株に調整されます。これにより経済的な価値は理論上同一である一方、株価の引き上げの結果、低位株特有の価格変動の影響が相対的に緩和され、株価が現状の水準から一定程度下落してもなお本新株予約権の行使が期待できることとなると考えております。また、新株予約権1個当たりの交付株式数が減少することで権利行使・決済の実務が明確化される等、割当予定先にとって行使条件がより実務的に整理されたものとなると考えております。

なお、本株式併合により、株主の皆様に影響が生じ得ること (キャッシュアウト又は単元未満株式の保有者となる可能性があること) を重要論点として認識しており、2025年9月30日現在の株主名簿に基づく影響試算を行いました。その結果、総株主数54,470名のうち、10株未満所有株主19,574名が併合後株主の地位を失う可能性があり、また10株以上1,000株未満所有株主 (24,926名) が単元未満株主となる見込みです。

当社は、株式併合を行わない場合や併合比率の選択肢（例：5株を1株、20株を1株等）についても検討し、株主名簿に基づく影響試算、併合後の投資単位・市場流動性への影響、資金調達の実行性への寄与、想定費用等を比較しました。その結果、本資金調達（以下に定義します。）は大規模な希薄化を伴うことから、株価が低位にとどまる場合には本新株予約権の行使が進まず必要資金を確保できないリスクが高く、事業継続及び成長投資の実行に重大な支障が生じるおそれがあると判断しました。そこで、低位株特有の価格変動の相対的影響を緩和し、株価下落局面での行使停滞リスクを低減して資金調達の実行性を高める観点から、10株を1株とする本株式併合を併用することが合理的と判断しました。

当社は、端数処理（会社法第235条）及び単元未満株式の買取・買増請求制度（会社法第192条、第194条）等の制度を周知し、株主の皆様の不利益を可能な限り軽減する方針です。

なお、全国証券取引所では、全ての国内上場会社株式の売買単位が100株に統一されていることから、単元株式数は現状の100株のまま変更しないものといたします。

2. 株式併合の割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条に基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じてお支払いいたします。

3. 株式併合の効力発生日

2026年4月1日（水）

4. 効力発生日における発行可能株式総数

40,966,110株

当社は、第1号議案記載のとおり、2026年3月13日付で、定款の一部変更により、本株式併合前の発行可能株式総数を409,661,104株とした上で、本株式併合の効力発生日である2026年4月1日付で、会社法第182条第2項に基づき、発行可能株式総数をその10分の1である40,966,110株といたします（小数点以下は切り捨て）。2026年2月20日現在の発行済株式総数は102,415,276株ですが、効力発生日までに第3号議案記載の当社第21回新株予約権が行使されることにより発行済株式総数が増加した場合には、株式併合後の発行済株式総数及び端数の発生状況が変動する可能性がございます。

5. その他

本議案にかかる株式併合および効力発生日における発行可能株式総数の変更は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続上の必要事項に関しましては、当社取締役会にご一任いただきたく存じます。

(注) 株式併合により、発行済株式総数が10分の1に減少することとなります、純資産等は変動しませんので、1株当たりの純資産額は10倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主の皆様がお持ちの当社株式の資産価値に変動はありません。

＜ご参考＞

株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」制度または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、併合の結果、1株に満たない端数株式または100株（1単元）に満たない単元未満株式が生じないようにすることも可能です。

第3号議案 第三者割当による第21回新株予約権の発行の件

1. 提案の理由

当社は、2026年2月2日開催の取締役会決議において、割当予定先に対して、下記2の要領にて、第三者割当により本新株予約権を発行することを決議しましたが、本新株予約権の行使価額15円（株式併合後は150円相当）は、本新株予約権の発行に係る取締役会決議日の直前取引日（2026年1月30日）における当社普通株式の終値43円に対して65.1%（小数第2位以下を四捨五入。以下、ディスカウント率の計算について同様に計算しております。）のディスカウント、同直前取引日までの直近1カ月間の当社普通株式の終値の平均値48.74円（小数第3位以下を四捨五入。以下、平均株価の計算について同様に計算しております。）に対して69.2%のディスカウント、同直近3カ月間の当社普通株式の終値の平均値41.87円に対して64.2%のディスカウント、同直近6カ月間の当社普通株式の終値の平均値49.63円に対して69.8%のディスカウントであり、また、本新株予約権の発行価額0.01円（普通株式1株あたり0.0001円）は、割当予定先に特に有利な金額に該当するものと判断しております。

また、本新株予約権の行使により発行される当社普通株式数300,000,000株（株式併合後は30,000,000株相当）は、2026年1月6日現在の当社発行済普通株式総数である102,415,276株（議決権数1,019,986個）に対して292.93%（議決権総数に対し294.12%）（小数第3位を四捨五入）にあたります。

以上のことから、本臨時株主総会にて、大規模な希薄化及び有利発行による第三者割当に関する議案の承認（特別決議）をお願いするものであります。

2. 募集の概要及び発行する新株予約権の内容

＜第21回新株予約権の発行の概要＞

(1) 割当日	2026年3月16日
(2) 発行新株予約権数	3,000,000個（新株予約権1個につき普通株式100株）
(3) 発行価額	総額30,000円（新株予約権1個あたり0.01円）
(4) 当該発行による潜在株式数	普通株式300,000,000株
(5) 資金調達の額	4,491,219,000円
(6) 行使価額	1株あたり15円
(7) 募集又は割当て方法	第三者割当による
(8) 割当予定先	EVO FUND
(9) 権利行使期間	2026年3月17日から2027年3月17日までとします。
(10) その他	本新株予約権の発行は、①本臨時株主総会において、有利発行による本新株予約権の発行及びこれに伴う大規模な希薄化に関する議案が承認（特別決議）されること、②本臨時株主総会において、当社定款の変更に関する議案が承認（特別決議）されること、並びに③金融商品取引法による届出の効力が発生することを条件とします。また、当社は、EVO FUNDとの間で、割当予定先が本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会による承認を要することを規定する割当契約を締結します。

（注）発行要項を、別紙として添付しております。

3. 本新株予約権の発行の目的及び理由

当社グループは、2023年より2度にわたる大規模な構造改革を推し進めると共に、新成長戦略に基づき、いち早い新事業への転換を図ってまいりました。具体的には、当社グループでの業務の統合やスリム化を図り、各部門の業務内容や人員構成の見直しを進め、固定費の削減に取り組みました。また、既存事業の効率化に向けては、製品ラインナップの最適化、コミュニケーション戦略の見直し、デザインの刷新、Webサイトの強化などを進めてまいりました。さらに、当社は新規成長戦略として「ウェルネス・ヘルスケア×Web3」を掲げ、ウェルネス・ヘルスケア市場への新規参入を図り、予防医療、パーソナライズドヘルスケア、メンタルウェルネスに注力し、AIやIoTを活用した革新的な製品・サービスの開発を進めています。同時に、Web3技術を戦略的に活用し、ブロックチェーンによるヘルスケアデータの安全管理、NFTやトークンエコノミーによるユーザーエンゲージメント向上、分散型自律組織(DAO)によるコミュニティ主導のエコシステムの構築を志向しております。

これらの取り組みの結果、2025年9月期連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純損失は前連結会計年度から改善しましたが、依然として赤字の状況が続いております。かかる状況を踏まえ、今後は、革新的な健康管理プラットフォームの構築、グローバル市場での顧客基盤拡大、データ駆動型の新規ビジネスモデル確立に注力することを目指しております。

当社グループは、上記のような戦略を実現するべく、2025年11月28日には第13回無担保普通社債を、2026年1月20日には第14回無担保普通社債を発行いたしましたが、既存事業の強化と新規市場への進出を進めるためには、追加の資金調達をすると共に、普通社債で調達した資金をエクイティ性の資金に置き換えることで財務体質を改善することが重要であることから、更なる資金調達の検討を進め、本新株予約権の発行及びその行使による資金調達並びに第15回無担保普通社債(私募債)（以下「本社債」といいます。）の発行による資金調達（以下「本資金調達」又は「本スキーム」といいます。）を実施することを決定いたしました。

当社は本資金調達をもって、“プロダクトを作る会社”から、“顧客の日常接点と決済を押さえ、データとインセンティブで継続収益を積み上げる会社”へ進化することを目指します。あわせて、事業モデルについて従来の「ハードウェア単体の売切り中心」から脱却し、「高付加価値プロダクト×継続的な顧客接点×データ／インセンティブ×決済・フィンテック基盤」を一体で回す事業へ転換

することで、売上成長の加速と収益の再現性（予見性）の向上を同時に実現することを目的とします。さらに当社は、成長の立ち上がりを前倒しし、エコシステムの実行力と安定性を強化するために、M&A投資／戦略投資とトレジャリー機能の高度化を「基盤強化のための資本配分パッケージ」として一体で設計・運用してまいります。

当社が目指すのは、単発の売上を積み上げる企業ではなく、顧客の“日常行動”と“経済活動”的接点を獲得し、継続収益を積み上げるLTV型・プラットフォーム型の収益構造への転換です。これを実現するため、重点投資領域を以下の五点に定めます。

- ① 理美容関連製品及び同領域事業の強化
- ② ポイ活・Web3・決済を含むインセンティブデータ及びフィンテック事業の強化
- ③ マーケティングの強化
- ④ ウェルネスハブ事業（リアル拠点）の立ち上げ・展開
- ⑤ M&A投資／戦略投資及びトレジャリー機能の高度化（基盤強化の資本配分オプション）

これらの投資により、当社は「獲得 → 利用 → 決済 → データ化 → インセンティブ → 再利用」という循環型の事業構造を確立し、顧客生涯価値（LTV）の最大化と企業価値の持続的向上を図ってまいります。

当社は、スマートリング等のウェアラブルデバイス及び、視聴行動を価値に変えるポイ活連携テレビ「PoiTele（ポイテレ）」を、単なるハードウェア製品としてではなく、認証・決済・データ取得を内包し、継続利用を生む“次世代の顧客接点”として位置づけています。さらに、ウェルネスハブ（リアル拠点）を組み合わせることで、オンライン（デバイス・視聴）とオフライン（店舗体験）を往復させながら、利用・決済・データの循環を強化することを目指します。これらの顧客接点を、当社が構想・推進するWeb3基盤「WellthVerse（ウェルスバース）」と連携させることで、日常行動、経済活動、インセンティブを一体化した独自のエコシステムの構築を目指します。なお、データの取得・利用にあたっては、本人同意の取得、セキュリティ確保、プライバシー保護等を徹底し、適切な運用を行います。

当社が定めた重点投資領域における取り組みの具体的な内容は以下のとおりです。

第一に、理美容関連製品及び同領域事業の強化は、当社のプロダクト収益の中核を担う成長投資として位置づけます。生活者のセルフケア習慣化や美容・健康への意識の高まりを背景に、機能性・デザイン性の高い理美容製品への需要は中長期的に拡大が期待できると考えております。当社は、商品ラインアップの拡充、性能・品質の磨き込み、デザイン及びユーザーエクスペリエンスの向上を進め、「指名買い」されるブランドの確立を図ります。併せて、生産・供給体制の強化により欠品等の機会損失を抑制し、需要を確実に取り切る体制を構築することで、売上成長の上限を引き上げてまいります。

第二に、インセンティブデータ及びフィンテック事業の強化は、当社の中長期的な差別化と継続収益化を担う中核戦略です。当社はポイ活を単なる販促施策としてではなく、顧客の行動（視聴、購買、利用、ヘルスケア行動等）を価値へ転換する「プロダクト機能」として設計し、継続利用と再購買を促進します。その中核を担うプロダクトが、PoiTele及びスマートリングです。PoiTeleは、テレビ視聴という日常行動を起点に、視聴データを活用したインセンティブ付与や会員プログラム、外部サービスとの連携へと拡張可能な“データ獲得と継続利用の入り口”であり、広告・購買・決済を横断した新たなマネタイズモデルの基盤となると考えております。また、スマートリングは、ヘルスケア行動データの継続的取得に加え、将来的には非接触認証・決済との連携を通じて、日常行動と経済活動をシームレスにつなぐインターフェースとしての役割を担います。

これらの行動・決済・インセンティブデータは、Web3基盤であるWellthVerse上で管理・連携することで、透明性・追跡性・真正性を高め、信頼性の高いデータ活用とインセンティブ設計を可能とします。さらに、WellthVerseを基盤として、決済関連データを含む付加価値サービスの提供や、外部事業者との連携拡大など、フィンテック領域における新たな収益機会の創出を図ってまいります。なお、決済・フィンテック機能の拡張にあたっては、法令・規制を踏まえ、必要に応じて提携先との協業や適切な体制整備の下で段階的に推進します。

加えて当社は、インセンティブデータ事業及び決済・Web3事業の拡大を見据え、ポイント原資や決済関連資産等、事業活動に関連して保有・管理する資産について、将来的な適切な管理・運用に備えたトレジャリー機能（資金管理・流動性管理等）の検討及び体制整備についても中長期的視点で検討してまいります。これは短期的な投機を目的とするものではなく、事業運営上の流動性管理、インセンティブ設計の柔軟性確保、及び資本効率の向上を目的としたものであり、法令・

会計・ガバナンスを十分に踏まえたうえで段階的に進める方針です。なお、運用にあたっては、社内規程・承認プロセス・リスク上限を整備し、取締役会等の監督の下で運用します。

第三に、マーケティングの強化は、当社の成長速度を決定づける重要な投資として位置づけております。運用型広告、PR、SNS、インフルエンサー施策、店頭施策、コンテンツ施策等を通じた認知・獲得の拡大に加え、CRMやデータ連携基盤を整備し、購買後の継続利用、決済頻度、紹介行動までを含めた一気通貫のマーケティング最適化を実行します。スマートリングやPoiTele、WellthVerse、ウェルネスハブといった日常行動に深く入り込む顧客接点を活用することで、当社はファーストパーティデータを中心化してマーケティング効率を構造的に改善し、獲得コストとLTVの最適化を同時に実現することを目指してまいります。

第四に、今後新たに展開していく事業としてウェルネスハブ事業は、当社が展開するプロダクト・データ・インセンティブ戦略をリアル空間で実装し、再現性を検証するための事業基盤です。本事業は、都市部における会員制・滞在型のウェルネス拠点として、回復・コンディショニング・軽運動・リラクゼーション等の体験を提供すると同時に、スマートリング等を通じた行動データの取得、プロダクト体験、決済・会員利用データの蓄積を行う役割を担います。ウェルネスハブは、単体での収益化（会員費・体験課金・物販）を行うとともに、理美容製品・ウェアラブル・PoiTele・WellthVerseと連動することで、当社エコシステム全体のLTVを押し上げる「リアルの顧客接点」として機能します。初期フェーズでは、小型・省人化モデルにより投資効率を重視し、継続率・利用頻度・収益性・プロダクト購買転換等のKPIを検証した上で、再現性が確認できたモデルのみを横展開する方針です。

第五に、M&A投資／戦略投資及びトレジャリー機能の高度化及び戦略的資本政策は、当社エコシステムの基盤（顧客接点・データ・決済・インセンティブ原資・供給能力）を強化するための「資本配分パッケージ」です。M&A投資／戦略投資は、当社単独での立ち上げに比べて時間価値が大きい領域について、顧客接点、技術・知財、人材、販売チャネル、運営ノウハウ等を非連続に獲得し、WellthVerseを中心とするデータ／決済／インセンティブ基盤と統合することで、成長の立ち上がりと収益化の速度を高めます。

但し、当社は、当社事業の強化に資するM&Aを実行する方針で、現時点では、具体的な対象会社を決定しているわけではありませんが、M&Aの検討、実行に際して

は、事業とのシナジー、財務健全性、リスク等を総合的に勘案した上で、デューデリジェンス及び適切な評価・契約条件（アーンアウト等を含む）を通じて投資規律を確保し、※PMI体制の整備によりシナジーの早期実現を図ってまいります。投資基準を満たす適切なM&Aの選択肢が存在しない場合や、投資規律上実行すべきでないと判断される場合には、当該資金をインセンティブデータ事業、決済・Web3事業の拡大を見据え、事業活動に関連して保有・管理する資産（ポイント原資、決済関連資産、手元資金等）について、適切な資金管理・流動性管理・リスク管理を行う体制を将来的に整備していくトレジャリー機能に機動的に振り向ける可能性があります。これにより、インセンティブ原資の安定性、決済関連施策の実行力、及びエコシステム全体の安定運用を強化します。なお、当該運用にあたっては、法令・会計・ガバナンスを十分に踏まえ、社内規程・承認プロセス・リスク上限を将来の事業拡大に備え、現時点で具体的なスケジュールは決まっていませんが、段階的に検討・整備し、取締役会等の監督の下で段階的に推進し、法令及び適時開示ルールに則り、適切に対外的な開示を行う方針です。

以上の重点投資により、当社は「売れる仕組み（マーケティング）」と「継続する仕組み（インセンティブデータ、決済・フィンテック、Web3基盤、ウェルネスハブ）」を確立し、その上で「高付加価値プロダクト（理美容関連製品）」をスケールさせる戦略を推進します。短期的には売上成長の加速を実現し、中長期的には、PoiTele及びスマートリング、ウェルネスハブを起点としてWellthVerse上に蓄積されるデータとインセンティブ、決済機能を高度に連動させることで、ハード売切り中心の収益構造から、LTV型・プラットフォーム型の収益構造へと転換し、成長の再現性と企業価値の持続的向上を目指してまいります。加えて、M&A投資とトレジャリー機能を同一の戦略枠として機動的に運用し、投資規律に基づき最も資本効率の高い基盤強化手段を選択することで、当社エコシステムの実行力と安定性を一段引き上げてまいります。なお、各施策への資金配分の概要については、下記＜今後の戦略と資金の使途＞に記載しております。

※ PMI (Post Merger Integration) :

M&A実行後において、買収先企業の組織、業務プロセス、システム、財務管理、ガバナンス等を統合し、事業シナジーの創出及び経営効率の向上を図るための一連の取り組み。

＜今後の戦略と資金の使途＞

当社は、既存事業の強化と新規市場への進出を目指し、総額4,491百万円の資金調達を実施いたします。この資金は、上記「3. 本新株予約権の発行の目的及び理由」に記載した当社の今後の重要な戦略を達成するために活用し、持続的な成長と市場シェアの拡大を図ります。現在、当社の構造改革は終了し、今般成長資金にかかる資金調達が改めて必要となっております。先行して、当社は第13回無担保普通社債及び第14回無担保普通社債を割当予定先に発行して資金調達を行っておりますが、負債性の当該普通社債を本新株予約権の行使により償還し、資本性の資金に置き換えることにより、財務体質を強化することも当社にとって重要であると考えたことから本新株予約権を発行し、資金調達を行うことといたしました。

① 理美容関連製品・同領域強化

理美容関連製品・同領域強化のうち、成長局面における追加投資として2026年3月から2028年3月にかけて合計250百万円を充当します。内訳として、理美容関連製品・同領域強化に係る生産・在庫・供給体制の強化に100百万円を投下し、主力となる理美容製品について、需要増加を見据えた増産に対応するため、製造委託先との間で製造枠の前倒し確保や最低生産ロットの拡大に関する調整を行います。あわせて、原材料及び部材について先行発注や調達条件の見直しを実施し、調達リードタイムの短縮と供給の安定化を図ります。

また、出荷前検査工程の追加や外部検査機関の活用等を通じて品質管理・検査体制を強化するとともに、倉庫保管能力の拡充や出荷拠点・配送条件の見直しを行い、物流体制の整備及び出荷リードタイムの短縮を進めます。さらに、需要変動に柔軟に対応できるよう、安全在庫水準の引き上げや在庫運用ルールの見直しを行い、欠品による機会損失の抑制を図ります。

これらの施策を一体的に実施することで、成長局面においても増産と安定供給を継続的に実現できる体制の構築を目指します。あわせて、理美容関連製品・同領域強化に係る研究開発・プロダクト開発に65百万円を充当し、ラインアップ拡充や次期モデルの開発、デザイン・体験価値の向上を通じて「指名買い」されるブランドの確立を図ります。さらに、理美容関連製品・同領域強化に係るマーケティング・販促に35百万円を投資し、CRM連動施策、コンテンツ強化、店頭/EC体験の改善等により継続利用・再購買を促進します。これらを推進する体制面として、理美容関連製品・同領域強化に係る人材採用・外注費（業務委託を含め2、3名を予定）に20百万円を充当し、成長局面における商品開

発及び運用体制の増強を図ります。また、理美容関連製品・同領域強化に係るシステム／データ基盤・セキュリティに5百万円を投下し、利用データの連携・分析やCRM高度化等に必要な追加投資を行います。加えて、理美容関連製品・同領域強化に係る運転資金・イレギュラーな需要急増・供給制約発生時の追加調達対応費として25百万円を確保し、需要変動への対応や上記のマーケティング・販促とは異なる販路拡大に伴う運転資金等に充当することで本資金使途に係る施策を機動的に実行することが可能になります。

② インセンティブデータ/Fintech/Web3

インセンティブデータ／Fintech／Web3領域への投資資金として2026年3月から2028年3月にかけて合計260百万円を充当します。内訳として、インセンティブデータ／Fintech／Web3領域に係るポジションでの開発者に関する人材採用・外注費（業務委託を含め5名から10名前後を予定）に50百万円を投下し、プロダクト開発、データ活用、セキュリティ、事業開発等の体制強化を図ります。あわせて、インセンティブデータ／Fintech／Web3領域に係る研究開発・プロダクト開発に85百万円を充当し、インセンティブ設計・付与ロジックの高度化、ユーザー向け機能の拡張、PoiTele／スマートリング等のプロダクト連携及び外部サービス連携に必要な追加開発を推進します。さらに、インセンティブデータ／Fintech／Web3領域に係るシステム／データ基盤・セキュリティに30百万円を投下し、データ連携・分析基盤の拡張、運用体制の強化、セキュリティ対策の追加実装等を進めます。また、インセンティブデータ／Fintech／Web3領域に係るインセンティブ原資・決済／提携費に70百万円を充当し、ポイント原資の拡充、決済連携及び外部提携に係る費用等に投資します（決済・フィンテック機能については法令・規制を踏まえ、必要に応じて提携先との協業や適切な体制整備の下で段階的に推進します）。加えて、インセンティブデータ／Fintech／Web3領域に係るマーケティング・販促に15百万円を投下し、会員プログラムやインセンティブ施策の継続利用を促進するコミュニケーション施策等を実施します。最後に、インセンティブデータ／Fintech／Web3領域に係る運転資金・事業拡張局面における運用移行・調整対応費として10百万円を確保し、インセンティブデータ/Fintech/Web3事業の拡張する局面における需要変動や想定外の支出に対応することで、本資金使途に係る施策を機動的に実行することが可能になります。

③ 全体認知を起点とした個別認知・利用への波及を目的とする横断的なマーケティング強化

全体認知を起点とした個別認知・利用への波及を目的とする横断的なマーケティング強化費用として2026年3月から2028年3月にかけて合計150百万円を充當します。内訳として、まず全体認知を起点とした個別認知・利用への波及を目的とする横断的なマーケティング・販促に40百万円を投下し、運用型広告、PR、SNS、インフルエンサー施策、店頭／EC施策、コンテンツ施策等を通じた認知・獲得の拡大に加え、購買後の継続利用・再購買を促進するコミュニケーション施策を実施します。あわせて、獲得から購買後までを一気通貫で最適化するため、全体認知を起点とした個別認知・利用への波及を目的とする横断的なマーケティング強化に必要なシステム／データ基盤・セキュリティに35百万円を充當し、※CRM／CDP等のデータ連携基盤の拡張、分析・施策実行基盤の整備及び運用強化を進めます。さらに、実行体制の強化として全体認知を起点とした個別認知・利用への波及を目的とする横断的なマーケティング強化に必要な人材採用・外注費に30百万円を投下し、マーケティング、CRM、データ分析、クリエイティブ制作等の機能を増強します。また、会員プログラムやインセンティブ施策の運用を通じた継続利用促進のため、全体認知を起点とした個別認知・利用への波及を目的とする横断的なマーケティング強化に必要なインセンティブ原資・決済／提携費に10百万円を充當します。加えて、施策の高度化・自動化等を目的に全体認知を起点とした個別認知・利用への波及を目的とする横断的なマーケティング強化に必要な研究開発・プロダクト開発に25百万円を投下し、計測・配信・セグメント設計等の改善を進めます。最後に、全体認知を起点とした個別認知・利用への波及を目的とする横断的なマーケティング強化に必要な運転資金・予備費として10百万円を確保し、需要変動や施策立上げに伴う一時費用等に対応します。

④ ウェルネスハブ事業投資

ウェルネスハブ事業への投資として2026年3月から2028年3月にかけて合計140百万円を充當します。内訳として、初号店の検証を行い、その結果を踏まえ、拠点の拡張・改善に向けて出店／内装設備に50百万円を投下し、初号店の運営検証結果を踏まえた設備・導線の最適化や、横展開を見据えた追加整備を行います。あわせて、運営体制の強化としてウェルネスハブ事業の事業責任者

及び事業推進者に係る人材採用・外注費（業務委託を含め2、3名を予定）に20百万円を充当し、店舗運営、サービス設計、オペレーション改善等の機能を強化します。さらに、ウェルネスハブ事業に係る体験価値の磨き込みとプロダクト連動の深化を目的に研究開発・プロダクト開発に15百万円を投下し、提供体験の改善、プロダクト体験導線の最適化等を推進します。また、会員制運用の中核となる仕組みを強化するため、ウェルネスハブ事業に係るシステム／データ基盤・セキュリティに40百万円を充当し、会員・予約・決済・CRM連携、利用データの連携・分析、運用セキュリティの強化を進めます。加えて、ウェルネスハブ事業に係る会員獲得及び継続利用の定着に向けてマーケティング・販促に10百万円を投下し、コミュニケーション施策や導線改善等を実施します。併せて、ウェルネスハブ事業に係る会員プログラム運用や決済連携等に必要な費用としてインセンティブ原資・決済／提携費に5百万円を充当します。なお、本項目に記載の投資は、初号店の開設を前提とした段階的投資であり、初号店開設前に当初想定を超える拡張投資を行うことを予定しているものではありません。

⑤ M&A／戦略投資及びトレジャリー機能の高度化及び戦略的資本政策のための資金

M&A／戦略投資及びトレジャリー機能の高度化及び事業成長ステージに応じた最適な資本構成を構築することを基本方針とし、成長投資を優先しつつも、株主価値の最大化を意識した戦略的資本政策、具体的には、主に成長投資（新規事業・M&A・戦略投資）、事業基盤強化及び将来成長に備えたトレジャリー機能のための資金として2026年3月から2029年3月にかけて合計1,980百万円を充当します。本資金使途の充当時期の終期は2029年3月を予定しておりますが、当社の事業状況、財務状況により2026年3月からM&A／戦略投資及びトレジャリー機能の高度化及び事業成長ステージに応じた最適な資本構成を構築することを基本方針とし、成長投資を優先しつつも、株主価値の最大化を意識した戦略的資本政策、具体的には、主に成長投資（新規事業・M&A・戦略投資）、事業基盤強化及び将来成長に備えたトレジャリー機能の実装を進めてまいります。これは、当社として、新しい取り組みであり、AV関連事業、家電事業の成長を大幅に加速するための重要な仕組みとして捉えており、今後の事業存続において必要不可欠な要素として考えております。内訳として、投資基準を満たす案件が

成立した場合の買収対価・出資金として1,930百万円（買収対価、持分取得、アーンアウト原資等）を充当するとともに、実行及び統合に必要なM&A関連費用として50百万円（デューデリジェンス、FA費用、法務・会計等の専門家費用、PMI関連費用等）を充当し、M&A・戦略投資及びトレジャリーに係る当社エコシステムの基盤（顧客接点・データ・決済・インセンティブ原資等）を非連続に強化することを目的とします。当社が想定するM&A及び戦略投資の対象は、現時点で特定の買収案件を決定しているものではありませんが、当社が新規事業として推進するWeb3・インセンティブデータのサービス基盤の強化、並びに理美容・ウェルネス領域の周辺領域での事業拡張も視野に、また、当社グループの中長期的な成長戦略と高い親和性を有する企業であり、今後の当社事業とのシナジー、財務健全性、リスク等を総合的に勘案した上で、技術獲得、販路獲得、データ獲得、人材・開発体制の補強等を目的とした資本業務提携、少数持分投資、共同開発等を検討対象としております。技術・顧客基盤・販売チャネル・運営ノウハウ・人材等を獲得することにより、当社単独では時間要する領域の立ち上げを前倒しすることを目的とします。個別案件への投資実行にあたっては、投資目的・想定回収・主要リスク・上限額等を整理したうえで取締役会での審議・決議を経て、内容が適時開示の対象となる場合には直ちに開示いたします。また、主に以下のような特徴を持つ企業を想定しております。当社の既存事業又は今後注力する成長領域（プロダクト、サービス、データ、プラットフォーム等）において、技術力、顧客基盤、事業ノウハウ、又は人材面での強みを有する企業単独では成長余地を有しつつも、当社グループとの連携によりシナジー創出が見込める企業で規模感としては、売上高数億円から数十億円程度、企業価値ベースで数億円から数十億円規模を中心検討することを想定しております。1,930百万円は、当社が想定する投資対象企業の収益規模であるEBITDA年間100百万円から300百万円程度に対し、EBITDAマルチプルとして概ね5倍から7倍程度を適用した企業価値レンジを基礎として、単一案件に限定せず、複数案件を段階的に検討し得る投資余力を考慮した上限枠として設定した金額です。当社は、当社の財務状況及び資本効率を踏まえ、過度な財務負担を伴わない範囲での投資を基本方針としておりますが、ここでいう「過度な財務負担を伴わない範囲」とは、原則として本資金調達による手取金の範囲内で取得対価を賄い、追加の借入れ等の負債性資金の調達を前提としないこと、並びに当社の運転資金及び社債償還資金を確保した上で、分割支払・アーンアウト・段階取得

等により初期のキャッシュアウト及び取得後の固定費負担が資金繰りに与える影響を抑制することを意味します。

当社としては、単なる規模拡大を目的とした買収ではなく、既存事業の成長加速及び新規事業創出に資する「戦略的補完型M&A」を基本方針としています。具体的には、前段で記載した投資方針に基づき、重点投資領域において技術・顧客基盤・販売チャネル・運営ノウハウ・人材等を補完し、当社の企業価値向上に資する案件を対象とします。

個別案件ごとに、収益性、成長性、当社事業とのシナジー、リスク及び投資回収可能性、当社の財務健全性等を総合的に検討し、これらの観点に照らして合理性が認められない場合には、無理にM&Aは実行いたしません。

その場合には、資金充当期間においてM&A等の実行までの間に限り、当該資金の全部又は一部を、事業運営及び成長戦略と連動したトレジャリー機能として活用する可能性があります。資金使途又は配分方針につき重要な変更を決定した場合には、直ちに開示いたします。

また、買収手法については、100%子会社化に限定するものではなく、過半数取得、段階的な持分取得、又は戦略的意義が高い場合には少数持分投資も含め、案件の特性に応じて柔軟に検討してまいります。なお、個別案件については、収益性、成長性、シナジー効果、投資回収可能性等を慎重に精査したうえで意思決定を行う方針であり、現時点で具体的な買収先や実行時期が確定しているものではありません。当社としては、単なる規模拡大を目的とした買収ではなく、既存事業の成長加速及び新規事業創出に資する“戦略的補完型M&A”を基本方針としています。なお、当社は、前段で記載した投資方針に基づき、合理性が認められないM&A等は実行せず、適切な投資機会が存在しないと判断される場合には、無理に投資を行うことはありません。当社は、当該資金の一部又は全部をM&A等の実行までの期間において、事業運営及び成長戦略と連動したトレジャリー機能として活用する可能性があります。

具体的には、当社グループにおけるインセンティブ施策（ポイント・リワード等）に係る原資の確保・管理、決済関連事業に伴う必要資産の保有・運用、並びに将来の投資機会に迅速に対応するための流動性資産の確保を主な目的としています。これらの資産については、元本の安全性及び流動性を重視し、短期的な投機的運用を目的とするものではなく、事業活動を下支えする戦略的資産管理として位置付けています。

また、資金の配分や運用方針については、市場環境や事業進捗を踏まえながら、資本効率の向上に資する形で機動的に見直していく方針です。トレジャリー運用は短期的な投機を目的とするものではなく、法令・会計・ガバナンスを十分に踏まえ、社内規程・承認プロセス・リスク上限を整備の上、取締役会等の監督の下で段階的に実施します。また、現時点において具体的な対象案件・投資時期・条件は確定しておらず、今後の事業環境及び投資判断に基づき決定します。当社は、調達した資金について、投資基準を満たすM&A等が直ちに実行されない場合であっても、無目的に保有・運用することを前提としているものではありません。

当該資金の一部又は全部については、M&A等の実行可否を検討する一定期間に限り、事業運営及び成長戦略と直接連動したトレジャリー機能として活用する可能性があります。

具体的には、以下を主な目的としています。

- ・当社グループにおけるインセンティブ施策（ポイント・リワード等）に係る原資の確保・管理
- ・決済関連事業に伴い事業上必要となる資産の保有・管理
- ・事業継続性を確保するための流動性資産の確保

これらは、将来の不確定な機会に備えて漫然と資金を確保する趣旨ではありません。

当社は、少数株主の皆様への影響を十分に認識したうえで、資金の配分及び運用について、以下の方針を採用しています。

- ・投資判断の節目となる一定の検討期間（概ね6カ月～12カ月）を設定
- ・取締役会において、投資規律への適合性及び事業進捗を定期的に検証
- ・投資規律を満たさないと判断した場合には、無理に投資を実行せず、資金の安全性を優先

当社は、資金を直ちに全額支出することを前提とせず、投資規律・事業進捗・資本効率を踏まえ、段階的かつ抑制的に活用することで、少数株主の皆様への不利益を可能な限り最小化する姿勢で資本政策を運営してまいります。

また、これらの資産については、元本の安全性及び流動性を最優先とし、短期的な値上がり益を目的とする投機的運用は行わず、あくまで事業活動を下支えするための防衛的・戦略的資産管理として位置付けています。

当社が現時点で資金調達を行う理由は、M&A、戦略投資及びトレジャリーに関する支出が、あらかじめ時期や内容を確定したうえで実行されるものではなく、市場環境や事業機会の発生に応じて機動的かつ迅速に意思決定・実行することが競争優位性の確保に直結する性質を有しているためです。このため当社では、将来の成長機会を確実に捉えるための戦略的な資金を確保することが、株主価値の最大化にも資すると判断しております。

上記のとおり、本新株予約権の行使による資金流入は、権利行使の進捗に応じて段階的に発生することから、当社は、資金流入のタイミング及び各施策の進捗並びにM&A又は戦略投資に係る検討状況等を踏まえ、取締役会の承認を得た上で、デューデリジェンス費用、対価支払、PMI等の各段階に応じて資金を充当してまいります。なお、当社は、本資金調達後、概ね6カ月～12カ月を一つの判断軸として投資機会を検討し、その期間内に投資規律を満たす案件が存在しない場合には、取締役会決議を経て、当該資金を一時的にトレジャリー機能へ振り向ける可能性があり、また、その判断は発行後早期であっても行われ得る可能性があり、トレジャリー機能に資金を充当する決定を行った場合には、直ちに開示いたします。

⑥ 無担保社債の償還

上記のとおり、当社は第13回無担保普通社債及び第14回無担保普通社債を割当予定先に発行して資金調達を行っておりますが、財務体質の強化の観点から負債性の当該普通社債を本新株予約権の行使により償還し、資本性の資金に置き換えることが重要であると考えております。また、本項目にて記載のとおり、当社は現在資金需要が存するところ、新株予約権の行使には一定期間がかかることから、割当予定先に対して第15回無担保普通社債を発行することで、当初一定金額の資金を確保しつつも可及的速やかに当該普通社債も資本性の資金に置き換えることで、財務体質の強化と当社の資金需要を両立させることができると考え、本資金調達の手法を選択いたしました。したがって、本新株予約権の行使価額のうち、合計1,600百万円を第13回乃至第15回無担保普通社債の償還資金として2026年3月から2027年3月にかけて充当します。第13回無担保普通

社債及び第14回無担保普通社債の資金使途は、従前の開示でお知らせしているとおり、「Web3プロジェクトの開発及びマーケティングプロモーション費用、家電事業の理美容関連新製品の生産資金及びマーケティングプロモーション費用、AV関連事業、家電事業の新製品の開発費用」及び「当社製品のブランド認知向上を目的とした戦略的なマーケティングプロモーション費用、AV関連事業及び家電事業における生産資金及び新製品開発費用、AV関連事業におけるポイント連携サービス等の機能拡充に係る開発費用、Web3関連プロジェクトの開発費用、並びに株式事務関連費用（信託関連手数料等）」にそれぞれ充当する予定です。上記に加え、執行の遅れが機会損失、供給制約、検証の遅延に直結し得る施策に優先的に資金を拠出するため、第15回無担保普通社債を発行することといたしました。第15回無担保普通社債により調達する750百万円は、理美容関連製品・同領域強化に係る費用、インセンティブデータ/Fintech/Web3に係る費用、マーケティング強化関連費用、ウェルネスハブ事業に係る資金、M&A・戦略投資及びトレジャリーに係る費用、株式併合費用に充当する予定です。

具体的な費目としては、まず理美容領域における需要局面での機会損失を抑制するため、生産・在庫・供給体制の強化に本資金調達全体で調達する500百万円のうち、無担保社債分の400百万円を投下し、製造枠の確保、品質管理・検査体制の強化、物流やリードタイムの改善、欠品抑止に必要な体制整備を進めます。あわせて、獲得から継続利用までを一気通貫で伸ばすため、マーケティング・販促に本資金調達全体で調達する345百万円のうち、無担保社債分の245百万円を充当し、運用型広告、PR、SNS等による認知・獲得施策に加え、継続利用を促すコミュニケーション施策を実行します。これらを支える実行体制として、プロダクト、データ、セキュリティ、マーケティング、店舗運営等の機能強化に向けて人材採用・外注費に本資金調達全体で調達する340百万円のうち、無担保社債分の220百万円を充当します。さらに、インセンティブ設計やプロダクト連携機能の初期実装、既存製品・体験価値の改善、※PoC推進等に向けて研究開発・プロダクト開発に本資金調達全体で調達する390百万円のうち、無担保社債分の200百万円を投下します。

また、インセンティブプログラム及び決済連携の立ち上げに必要なインセンティブ原資・決済／提携費として本資金調達全体で調達する245百万円のうち、無担保社債分の160百万円を充当し、ポイント原資、決済連携・外部提携に係る費用等に投資します（決済・フィンテック機能については法令・規制を踏まえ、

必要に応じて提携先との協業や適切な体制整備の下で段階的に推進します)。加えて、取得した行動・利用・決済等のデータを安全かつ継続的に活用するため、システム／データ基盤・セキュリティに本資金調達で調達する260百万円のうち、無担保社債分の150百万円を投下し、データ連携・分析基盤やCRM/CDP等の整備、セキュリティ対策・運用体制の強化を前倒しで実施します。ウェルネスハブ事業については、初号店PoCの早期立ち上げを目的に、出店／内装設備に本資金調達で調達する130百万円のうち、無担保社債分の80百万円を充当します。さらに、M&Aの実行有無にかかわらず投資判断の精度を高めるため、M&A関連費用として本資金調達全体で調達する2,030百万円のうち、無担保社債分の50百万円を確保し、候補案件の探索、デューデリジェンス、FA費用、法務・会計等の専門家費用、PMI初期検討等に充当します。最後に、立ち上げ局面における需要変動や想定外支出に備え、運転資金・予備費として本資金調達全体で調達する90百万円のうち、無担保社債分の45百万円を確保します。その他、株式併合費用の事務手数料として本資金調達全体で調達する161百万円のうち株式事務関連費用(信託関連手数料等)に50百万円を充当いたします。これらの緊急投資により、当社は「獲得→利用→決済→データ化→インセンティブ→再利用」の循環を早期に立ち上げ、以降の追加投資をKPI連動で段階的に執行できる状態を整えてまいります。

当社といたしましては、社債の償還につき、当社の望む適切なタイミングで、かつ、適切な方法で返済資金を確保することができるかは必ずしも定かではないことから、本新株予約権の行使により調達した資金を本社債の償還に充てることが、当社の財務上最適な方法と考えております。

⑦ 株式併合費用

本株式併合の費用、具体的には株式併合により発生する単元未満株式の取得対価及びこれに付随する証券代行関連費用として2026年3月から2028年3月にかけて合計111百万円を充当します。

※ CRM (Customer Relationship Management) :

顧客の購入履歴、問い合わせ履歴、利用状況などを一元管理し、顧客との継続的な関係構築やLTV(顧客生涯価値)の最大化を目的としたシステム。

※ CDP (Customer Data Platform) :

EC、アプリ、Web、IoTデバイス等、複数チャネルに分散した顧客データを統合・分析し、マーケティング施策やプロダクト改善、サービス開発に活用するためのデータ基盤。

※ PoC (Proof of Concept) :

新しい技術やサービス、ビジネスモデルが実現可能かどうかを検証するための試験的な取り組み。本格的な開発や事業化に先立ち、技術的な成立性、運用面の課題、事業としての有効性等を確認することを目的とする。

上記の資金使途及び充当額は現時点の計画に基づくものであり、事業環境、需要動向、投資機会、提携条件、規制動向等の変化に応じて、当社の投資判断により目的の範囲内で変更される可能性があります。変更を決定した場合には、直ちに開示いたします。

4. 資金調達方法の概要及び選択理由

(1) 資金調達方法の概要

当社は、資金調達の検討を進めるなかで、間接金融による調達の状況及び見通し、当社の財務状況、今後の事業展開等を勘案し、直接金融で調達できる方法も検討してまいりました。当該検討の過程で、他の資金調達方法等との比較を行い、また、本資金調達の特徴に係るメリット及びデメリットを総合的に勘案した結果、割当予定先からの提案である第三者割当による本新株予約権及び本社債の発行による資金調達を採用することといたしました。本スキームの特徴として、本新株予約権の発行と並行して、割当予定先に対して本社債を発行することで、本新株予約権の行使を待たずに当社が一定の資金を調達し、本新株予約権の行使による払込代金により、資本調達及び社債の償還を行う仕組みとなっております。

(2) 資金調達方法の選択理由

当社は、2024年11月25日に実施した前回資金調達において第20回新株予約権を発行いたしました。第20回新株予約権については2025年7月2日付「第三者割当により発行された第20回新株予約権の行使完了に関するお知らせ」のとおり2025年7月2日をもって行使が完了し1,500,007,500円を調達することができました。

一方、2025年9月期の連結業績においても営業損失は△796百万円になるなど、未だ赤字を解消するには至っていないため、当社は日々の運転資金にも窮する状況となっております。

そのような中、当社の財務体質をさらに抜本的に立て直す手段として、当社は、当面の資金繰りの安定化（運転資金の確保）に加え、成長投資（Web3プロジェクトの開発・マーケティング、理美容関連新製品の生産・販売、AV関連・家電事業の新製品開発等）を継続的に実行できる資金の確保を目的として、従前より複数回にわたり無担保社債の引受を通じた資金提供を受け、かつ、前回資金調達の引受先でもあるEVO FUNDを相手方とする資金調達の可能性について、EVOLUTION JAPAN証券株式会社（東京都千代田区紀尾井町4番1号 代表取締役社長 ショーン・ローソン）に相談し、割当予定先との間で2025年9月中旬頃より協議を開始いたしました。当社は2019年4月に株式発行プログラム設定契約を締結して複数回にわたり株式を発行して以降、複数回にわたりEVO FUNDを割当先とした資金調達を行っており、直近では、2023年12月29日にEVO FUNDを割当予定先として第18回新株予約権及び第19回新株予約権を発行し、2024年11月25日に第20回新株予約権を発行いたしました。

当社は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が存在する状況にあり、当社の現在の財務状況下において金融機関借入や他社投資ファンド等による新規与信の獲得や公募増資等の実行は非常にハードルが高いと認識しております。また、資金繰り上の時間的制約もあることから、当社は、本件に関し、個別の金融機関・投資家に対して条件提示を求める正式な打診は行っておりません。

その上で、実行確度と条件の透明性を確保しつつ、株主価値への影響（希薄化、株価形成への影響、株式併合に伴うキャッシュアウト又は単元未満株主化の発生等）を重要論点として位置付け、(1)必要資金を所要期限内に確保できる蓋然性（調達確度・資金受領時期）、(2)行使の蓋然性、(3)株主価値への影響（希薄化、株価下落リスク、株式併合に伴う影響）、(4)資金調達コスト（発行諸費用、社外専門家費用等）、(5)市場流動性・株価形成への影響、(6)資本政策上の整合性（負債性資金の資本性資金への置換を含む）等を比較軸として、借入、公募増資、株主割当、ライツ・イシュー、第三者割当増資／ワラント、MSワラント、MSCB等の代替手段の可否を総合的に検討しました。

その結果、当社は、過去の取引実績のみに依拠するのではなく、上場会社としての手続・開示プロセスへの理解、必要資金規模と実行時期に対する対応力、

当社の経営の独立性及び株主共同の利益との整合性を踏まえた条件の透明性等を重視し、具体的には、発行条件に関して現状の株価水準から大幅なディスカウントが必要となり得る一方で、担保及び過度な財務コバナンツの設定並びに経営関与及び支配権の確保が求められることなく、当社の経営体制及び経営方針を尊重いただける先であると考え、EVO FUNDとの協議を優先して進めました。

また、当社代表取締役をはじめ経営陣とEVO FUNDの投資判断責任者を含むマネジメントとの面談等を通じて、当社の中長期的な企業価値向上を支援する姿勢及び当社の経営の独立性を尊重する方針を確認し、株主影響を最大限考慮して総合判断としてEVO FUNDを割当予定先としました。

EVO FUNDからは第13回及び第14回無担保普通社債の発行による資金調達の提案を受けるとともに、希薄化を抑制したMSワラントの発行スキーム（希薄化率約50%、調達金額約28億円、無担保普通社債合計6億円）と、行使価額固定型の有利発行を伴う本スキームの2案の提示を受けました。当社は、MSワラントは、株価下落局面で行使価額が下方修正され調達額が想定を下回りうこと、株価が低迷する等一定の条件下で社債の繰上償還請求を受ける可能性があつたこと等から、資金繰りに与える影響が大きく、当社が必要とする資金調達を行うことができないリスクが高いと判断いたしました。当社は、行使の蓋然性及びそれに伴う資金調達実効性の確度、株価・出来高の状況、資金流入時期の見通し、既存株主への影響等を比較し、2025年10月以降の当社の株価推移、出来高の状況に鑑み、必要資金規模と資金調達の時期の確度を優先する観点から、本スキームを軸に条件協議を進めました。他方で、本スキームは大規模な希薄化を伴うため、株主総会の承認等の手続を進めるとともに、株主価値への影響の説明を十分に行う方針です。なお、いずれの案も、株主総会の承認、金融商品取引法上の届出の効力発生、当社株価・出来高等の市場環境により、資金調達が実行されない又は想定額を下回る可能性があります。

さらに、2025年10月上旬以降の株価推移（特に同年11月以降の株価低迷）を踏まえ、新株予約権の行使可能性の向上及び低位株特有の株価変動の相対的影響の緩和を図る観点から、当社よりEVO FUNDに対し株式併合の併用を提案し、(a)株式併合に伴う一時費用（臨時株主総会費用、信託銀行事務手数料、単元未満株式の買取・買増手続に係る費用等）、(b)株式併合後の市場流動性（投資単位、出来高、スプレッド等）、(c)最大希薄化の見通し、(d)株主への影響（キャッシュアウト又は単元未満株主化の発生、端数処理・買取／買増制度による救

済等)を具体的に洗い出したうえで協議を行いました。

具体的には、2025年9月30日現在の株主名簿に基づき、併合比率別にキャッシュアウト又は単元未満株主となる株主数及び株式数を試算し、影響の大小を比較しました。また、併合後の投資単位(100株単位)と理論上の株価水準(併合比率に応じた調整)を踏まえた市場流動性(出来高・スプレッド等)への影響、並びに臨時株主総会費用・証券代行事務手数料等のコストを精査しました。その結果、併合を行わない場合には低位株特有の価格変動の相対的影響が大きい状況が継続し、株価下落局面で本新株予約権の行使が停滞して必要資金の確保が遅延するリスクが相対的に高い一方、併合を行うことで当該影響を相対的に緩和し、行使の実行性を高め得ると判断したことから、デメリット(キャッシュアウト又は単元未満株主化の発生等)を認識したうえで株式併合を併用する方針としました。

これらの検討・協議を踏まえ、2026年1月中旬に基本方針を決定したうえ、本株式併合の実施を含む本スキームの骨子並びに本新株予約権の行使価額、本社債の金額等の主要条件について双方で合意いたしました。

なお、EVO FUNDに対するこれまでの社債の発行状況は以下のとおりです。

社債回号	払込日	償還状況、満期	金額	利率	調達資金の充當状況
第1回	2022/12/28	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第2回	2023/2/15	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第3回	2023/3/16	償還済	200百万円	1.0%	全額充当済
第4回	2023/6/23	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第5回	2023/7/25	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第6回	2023/9/14	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第7回	2023/10/18	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第8回	2023/11/20	償還済	50百万円	1.0%	全額充当済
第9回	2023/12/22	償還済	50百万円	1.0%	手元資金として保有した後、全額を償還に充当済
第10回	2024/10/8	償還済	150百万円	0.0%	全額充当済
第11回	2024/11/25	償還済	600百万円	0.0%	全額充当済
第12回	2025/6/13	償還済	300百万円	0.0%	全額充当済

社債回号	払込日	償還状況、満期	金額	利率	調達資金の充當状況
第13回	2025/11/28	償還期日： 2027年3月16日	300百万円	0.0%	手元資金として保有しております、2026年1月までに90百万円を理美容関連製品・同領域強化に係る費用及びマーケティング関連費用に充当済。残額は今後の資金需要に応じて充当予定。
第14回	2026/1/20	償還期日： 2027年3月16日	550百万円	0.0%	手元資金として保有しております、2026年1月までに90百万円をマーケティング関連費用及びインセンティブデータ/Fintech/Web3関連費用に充当済。残額は今後の資金需要に応じて充当予定。

また、現時点で残存している当社の新株予約権は、2022年8月31日に当社取締役、従業員及び子会社従業員へストック・オプションとして交付した第13回新株予約権（41,000個）及び当社の代表取締役及び前代表取締役に交付した第14回新株予約権（200,000個）のみとなります。なお、割当予定先に発行した第19回新株予約権につきましては、未行使のまま2026年1月5日行使期間が満了したため、全量が会社法第287条の規定により消滅しております。

本新株予約権、本社債の概要は以下のとおりです。

<本新株予約権>

当社が割当予定先に対して行使期間を1年間とする本新株予約権3,000,000個を発行し、割当予定先による本新株予約権の行使に伴って当社資本が増加する仕組みとなっております。

本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は100株と固定されており、本新株予約権の目的となる株式の総数は300,000,000株です。また、本新株予約権の行使価額は15円で固定されています。

<本社債>

当社は、本新株予約権の発行と同時に割当予定先であるEVO FUNDに対して、契約上で規定されている標準的な前提条件の充足を条件として、以下「本社債の概要」記載の内容にて発行価額総額750,000,000円の社債（本社債）を発行することを予定しております。本新株予約権の行使による払込金額は、本社債の未償還額が残存する限り、概ね本社債の償還に用いられる見込みです。本新株予約権は、将来の当社普通株式の株価の動向次第では行使がされない場合もあり、その場合は本新株予約権の行使による資金調達ができなくなるか、又は当初の想定調達額を下回る可能性があります。しかしながら、本社債の発行により、本新株予約権の行使を待たずに一定の金額の資金調達が可能となり、当社の手元資金の流動性の厚みも増すことから、本新株予約権及び本社債を同時に発行することを決議いたしました。なお、本社債につきましては、2026年2月2日付取締役会決議及び本臨時株主総会の決議に基づき、本新株予約権が発行されていることが払込の前提条件となっております。

本社債の概要

1. 名称	株式会社ピクセラ第15回無担保普通社債
2. 社債の総額	金750,000,000円
3. 各社債の金額	金18,750,000円の1種
4. 払込期日	2026年3月16日
5. 償還期日	2027年3月17日
6. 利率	年率0.0%
7. 発行価額	額面100円につき金100円
8. 償還価額	額面100円につき金100円
9. 償還方法	<p>満期一括償還</p> <p>(1) 社債権者は、2026年9月16日以降の線上償還を希望する日の5営業日前又は当社と社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、線上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で線上償還することを請求することができます。</p> <p>(2) 2026年3月16日（当日を含みます。）以降、当社普通株式の株式会社東京証券取引所（以下「取引所」といいます。）における普通取引の終値が、基準金額（以下に定義します。）以下となった場合、社債権者は、当該日以降いつでも、線上償還を希望する日の2週間前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、線上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で線上償還することを請求することができます。</p> <p>「基準金額」は15円とします。但し、当社が当社普通株式の分割、無償割当又は併合を行う場合その他当社の発行済普通株式数の変更が生じる事由の発生により、当該営業日における基準金額の調整を必要とするときには、当社は基準金額について必要な調整を行います。</p>

- (3) 当社が、社債権者以外の者に対し、当社株式又は当社株式に転換若しくは交換できる証券の勧誘、担保提供、発行、売付け、売却契約、購入オプションの付与、購入権の付与、引受権の付与、貸付けその他の移転又は処分を、直接又は間接に行う場合、若しくはデット・エクイティ・スワップ等の実行による当社株式の発行又は当社株式の所有についての経済的結果の全部又は一部を社債権者以外の第三者に移転するスワップその他の取決めを行う場合、社債権者は、線上償還を希望する日の5営業日前又は当社と社債権者が別途合意する日までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、線上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で線上償還することを請求することができます。但し、本請求は、当社が当社のストックオプション制度又は譲渡制限付株式報酬制度に基づき当社の新株予約権若しくは普通株式を当社の役職員に発行若しくは交付する場合及びその他適用法令により必要となる場合についてはこれをすることができません。
- (4) 当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割若しくは新設分割、又は当社が完全子会社となる株式交換、株式移転若しくは株式交付につき当社株主総会で承認決議した場合又は当該計画を公表した場合、社債権者の書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日以降で当社と社債権者が合意する日において、残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。
- (5) 当社は、当社が発行する株式が取引所により監理銘柄、特別注意銘柄若しくは整理銘柄に指定された場合又は上場廃止となった場合、当該銘柄に指定された日又は上場廃止が決定した日以後、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。
- (6) 当社において、50%を超える議決権を単独又は共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定するものを意味する。）とともに直接若しくは間接的に保有する株主が新たに出現した場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。
- (7) 当社は2026年3月16日に本新株予約権が発行されない場合、社債権者から書面による請求があったときには、当該請求日の翌営業日に残存する本社債の全部又は一部を各社債の金額100円につき金100円で償還します。
- (8) 当社において、当社普通株式を全部取得条項付種類株式にする定款の変更の後、当社普通株式の全てを取得する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、当社の特別支配株主（会社法第179条第1項に定義される。）による当社の他の株主に対する株式等売渡請求を承認する旨の当社の取締役会の決議がなされた場合又は上場廃止を伴う当社普通株式の併合を承認する旨の当社の株主総会の決議がなされた場合、社債権者は、償還を希望する日の10営業日前までに当社に書面で通知することにより、当該時点において未償還の本社債の全部又は一部を、線上償還を希望する日において、各社債の金額100円につき金100円で線上償還することを請求することができます。

	(9) 本新株予約権の全部又は一部が行使され、当該行使に伴い当社に払い込まれた金銭の額の本新株予約権の発行日以降の累計額から当該時点において当社が本号に基づき繰上償還した本社債の額面額の累計額を控除した額が、本社債の金額（18,750,000円）の整数倍以上となった場合、当社は、当該整数分の本社債を、本新株予約権の行使に伴い当該整数倍に達するだけの金銭が払い込まれた日の翌取引日（当日を含みます。）又は当社と社債権者が別途合意する日において、各社債の金額100円につき金100円で繰上償還します。
10. 総額引受人	EVO FUND
11. 資金使途	理美容関連製品・同領域強化、インセンティブデータ/Fintech/Web3、マーケティング強化、ウェルネスハブ事業、M&A/戦略投資及びトレジャリー、株式併合費用

**株式会社ピクセラ第21回新株予約権
発行要項**

- | | |
|------------------------------------|--|
| 1. 新株予約権の名称 | 株式会社ピクセラ第21回新株予約権（以下「本新株予約権」という。） |
| 2. 本新株予約権の払込金額の総額 | 金30,000円（本新株予約権1個当たり0.01円） |
| 3. 申込期日 | 2026年3月16日 |
| 4. 割当日及び払込期日 | 2026年3月16日 |
| 5. 募集の方法 | 第三者割当の方法により、以下の者に次のとおり割り当てる。
EVO FUND 3,000,000個 |
| 6. 新株予約権の目的である株式の種類及び数の算出方法 | <p>(1) 本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。</p> <p>(2) 本新株予約権の目的である株式の総数は300,000,000株（本新株予約権1個当たり100株（以下「割当株式数」という。））とする。</p> <p>なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により割当株式数を調整するものとする。但し、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。</p> <p>調整後株式数=調整前株式数×分割・併合の比率</p> <p>その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものとする。</p> |
| 7. 本新株予約権の総数 | 3,000,000個 |
| 8. 各本新株予約権の払込金額 | 金0.01円 |
| 9. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又はその算定方法 | <p>(1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（以下に定義する。）に割当株式数を乗じた額とする。但し、これにより1円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。</p> |

- (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付（当社普通株式を新たに発行し、又は当社の保有する当社普通株式を処分することをいう。以下同じ。）する場合における株式1株当たりの出資される財産の価額（以下「行使価額」という。）は、15円とする。

10. 行使価額の調整

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(3)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 当社は、本新株予約権の割当日後、株式分割又は株式併合により、発行済普通株式数に変更を生じる場合又は変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下、本項第(1)号の算式と個別に又は総称して「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (3) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合及びその調整後行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

- ① 当社普通株式を新たに交付する場合（但し、当社の発行した取得請求権付株式若しくは取得条項付株式の取得と引換えに交付する場合又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利の請求若しくは行使による場合及び当社の株式報酬制度に基づき報酬として交付する場合を除く。）、調整後行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

- ② 株式分割又は株式無償割当により当社普通株式を発行する場合、調整後行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

- ③ 取得請求権付株式であって、その取得と引換えに当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む。）又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券若しくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含むが、当社のストックオプション制度に基づき新株予約権を発行する場合を除く。）、調整後行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当初の取得価額又は行使価額で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権又は新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。但し、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、請求又は行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利が発行された時点で確定していない場合、調整後行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権若しくは新株予約権付社債その他の証券又は権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求又は行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。
- ④ 当社の発行した取得条項付株式又は取得条項付新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の取得と引換えに当社普通株式を交付する場合、調整後行使価額は、取得日の翌日以降これを適用する。
- ⑤ 株式併合を行う場合、調整後行使価額は、株式併合の効力発生日以降これを適用する。
- ⑥ 本号①乃至③の各取引において、その権利の割当のための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会又は取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号①乃至③の定めにかかわらず、調整後行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者（以下「本新株予約権者」という。）に對しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。

- (4) 行使価額調整式により算出された調整後行使価額と調整前行使価額との差額が0.01円未満とどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。但し、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
- (5) 行使価額調整式の計算については、次に定めるところによる。
 - ① 0.01円未満の端数を四捨五入する。
 - ② 行使価額調整式で使用する既発行普通株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(3)号②の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割り当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
- (6) 本項第(3)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
 - ① 当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換又は株式交付のために行使価額の調整を必要とするとき。
 - ② その他当社の発行済普通株式数の変更又は変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
- (7) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前行使価額、調整後行使価額及びその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。但し、本項第(3)号⑤の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降速やかにこれを行う。

11. 本新株予約権の行使期間

2026年3月17日から2027年3月17日までとする。

12. その他の本新株予約権の行使の条件

本新株予約権の一部行使はできない。

13. 新株予約権の取得事由

該当事項なし。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権に係る新株予約権証券を発行しない。

15. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数が生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。

16. 新株予約権の行使請求の方法

- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、第11項に定める行使期間中に第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項を通知しなければならない。
- (2) 本新株予約権を行使請求しようとする場合は、前号の行使請求に必要な事項を通知し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて第19項に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。
- (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、第18項記載の行使請求受付場所に行使請求に必要な事項が全て通知され、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

17. 株式の交付方法

当社は、行使請求の効力発生後、当該本新株予約権者が指定する振替機関又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより株式を交付する。

18. 行使請求受付場所

三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部

19. 払込取扱場所

株式会社三菱UFJ銀行 堺支店

20. 社債、株式等の振替に関する法律の適用等

本新株予約権は、社債、株式等の振替に関する法律に定める振替新株予約権とし、その全部について同法の規定の適用を受けるものとする。また、本新株予約権の取扱いについては、株式会社証券保管振替機構の定める株式等の振替に関する業務規程、同施行規則その他の規則に従うものとする。

21. 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号

22. その他

- (1) 会社法その他の法律の改正等、本要項の規定中読み替えその他の措置が必要となる場合には、当社は必要な措置を講じる。
- (2) 上記各項については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とする。
- (3) その他本新株予約権発行に関し必要な事項は、当社代表取締役社長に一任する。

【普通株主様による種類株主総会】

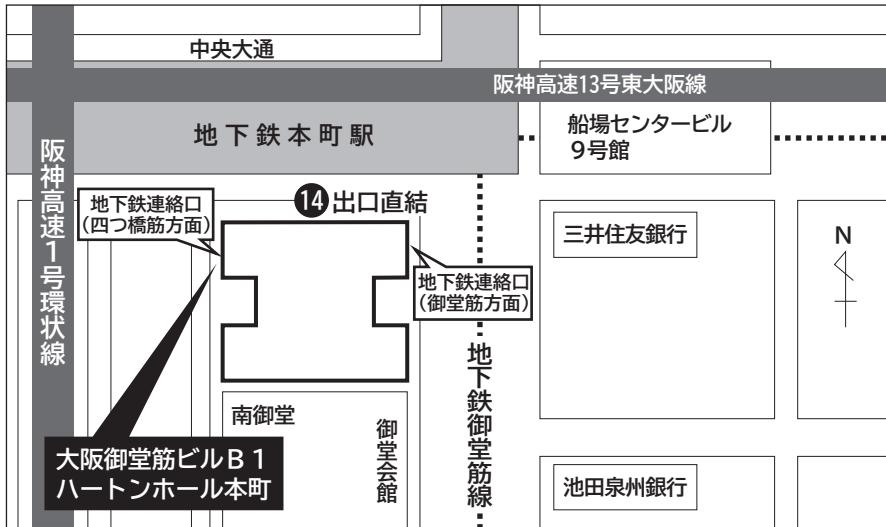
議 案 定款一部変更の件

株主総会参考書類【臨時株主総会】に記載の第1号議案「定款一部変更の件」の内容と同一であります。

以 上

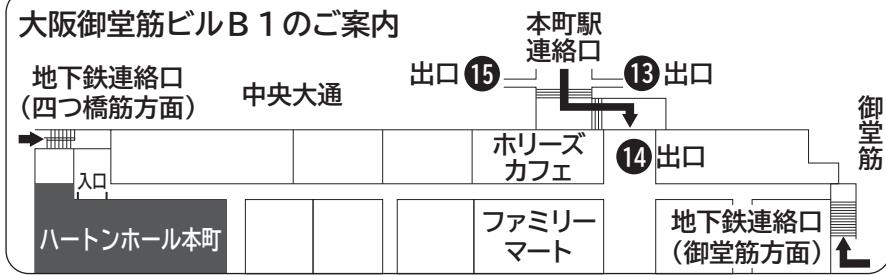
株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市中央区久太郎町4-1-3 大阪御堂筋ビルB1
ハートンホール本町



○地下鉄 本町駅 14番出口よりビルの地下に直接入場できます。

大阪御堂筋ビルB 1 のご案内



◎総会当日にご来場の株主様へのお土産の用意はございません。
何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。